

副 本

控 訴 状

令和 6 年 1 月 0 日

東京高等裁判所 御中

控訴人指定代理人 大 塚 啓 高 

同 河 方 伸 弥 

同 寺 本 孝 規 

同 布 川 尚 基 

(控訴人)

〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

控訴人 (一審被告) 東 京 都

上記代表者知事 小 池 百合子

上記同所 (東京都総務局総務部法務課・送達場所)

電 話 

F A X 

控訴人指定代理人 大 塚 啓 高

同 河 方 伸 弥

同 寺 本 孝 規

同 布 川 尚 基

(被控訴人)

〒 224-0053 神奈川県横浜市都筑区池辺町3847番地

被控訴人 (一審原告) 大川原化工機株式会社

上記代表者代表取締役 大川原正明

〒

被控訴人 (一審原告) 大川原正明

〒

被控訴人 (一審原告) 島田順司

〒

被控訴人 (一審原告) 相嶋

〒

被控訴人 (一審原告) 相嶋

〒

被控訴人 (一審原告) 相嶋

国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 金 1億6202万498円

貼用印紙額 金 76万3500円

予納郵券 金 1万7940円

上記当事者間の東京地方裁判所令和3年(ワ)第23302号国家賠償請求事件について、令和5年12月27日に言い渡され、同日控訴人に送達された判決は、控訴人敗訴部分につき不服であるから控訴する。

## 記

### 原判決の主文

- 1 被告国は、原告会社に対し、被告都と連帯して、1億4951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告都は、原告会社に対し、1億5187万8438円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員(ただし、1億4951万7149円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して)を支払え。
- 3 被告国は、原告大川原に対し、被告都と連帯して、115万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 被告都は、原告大川原に対し、137万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員(ただし、115万5000円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して)を支払え。
- 5 被告国は、原告島田に対し、被告都と連帯して、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

- 6 被告都は、原告島田に対し、440万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、363万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。
- 7 被告国は、原告■■■■■に対し、被告都と連帯して、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 8 被告都は、原告■■■■■に対し、218万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、207万3580円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。
- 9 被告国は、原告■■■■■及び原告■■■■■に対し、被告都と連帯して、それぞれ103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 10 被告都は、原告■■■■■及び原告■■■■■に対し、それぞれ109万1740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員（ただし、103万6740円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。
- 11 原告らの被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 12 訴訟費用はこれを10分し、その3を被告らの負担とし、その余を原告らの負担とする。

### 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す
  - 2 被控訴人らの控訴人に対する請求をいずれも棄却する
  - 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする
- との判決を求める。

### 控訴の理由

おって、控訴理由書を提出する。

### 附属書類

- |          |     |
|----------|-----|
| 1 控訴状副本  | 6 通 |
| 2 資格証明書  | 1 通 |
| 3 代理人指定書 | 1 通 |